山梨県女性福祉サポートアンケート調査

山梨県では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、 女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包 括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現するための基本 計画を策定することになりました。

計画の策定に先立ち、県内にお住まいの女性の皆様から、お悩みやご意見・ご要望等をお聞かせいただきたく、各市町村住民基本台帳等から1,500人の方を無作為に抽出し、実態調査を実施することといたしました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、県の取り組みを充実させるための重要な 調査でございますので、何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

山梨県子育て支援局子ども福祉課

ご記入にあたってのお願い

- 1 ご回答は、令和5年9月1日現在の状況についてお願いいたします。
- 2 ご回答は、質問ごとに用意してある答えの中から、あてはまる番号や答えに〇印をつけてください。

「その他」という選択肢を選ばれた場合は、()内に具体的な答えをお書きください。

- 3 ご回答が不要になる設問がございますので、指示にご注意ください。 該当しない設問には、何もご記入いただかなくて構いません。
- 4 ご回答が済みましたら、調査用紙を同封の返信用封筒に入れ、 **令和5年10月6日(金)**までに、郵便ポストまたは郵便局へ 投函してください。(切手は不要です)
- 5 本調査の内容に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
- ※回答していただいた内容は、調査目的以外に使用することはありません 調査分析以外に情報が漏れないよう厳重に管理いたします。

山梨県子育て支援局子ども福祉課 家庭福祉担当

TEL 055-223-1459

FAX 055-223-1509

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)について

女性をめぐる課題は、DV、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、 多様化、複合化しております。近年のコロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立 対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっております。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築する必要があり、令和4年5月、議員立法により本法律が制定されました。

本法律により、各都道府県では、令和6年3月までに支援施策の実施に関する基本計画 を定めることとされています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月1日施行)のポイント

■目的

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い



困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える 女性への支援のための施策を推進する。

⇒人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

■基本理念

- ・本人の意思が尊重されながら抱えている問題等に応じた最適な支援を受けられるよう、 多様な支援を包括的に提供する体制の整備
- 関係機関及び民間団体との協働による、早期からの切れ目のない支援
- 女性の人権擁護と男女平等の実現
- ■国・地方公共団体の青務

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記

◎教育・啓発 ◎調査研究の推進 ◎人材の確保 ◎民間団体援助

- ■婦人相談所等の名称変更
 - 女性相談支援センター (←現行の「婦人相談所」を名称変更)
 - 女性相談支援員 (←現行の「婦人相談員」を名称変更)
 - ・女性自立支援施設 (←現行の「婦人保護施設」を名称変更)

問1 あなたの年齢はおいくつですか。

)歳

あなたは、現在お仕事をされていますか。 問2

- 1. 勤め人(常勤。休職中含む)
- 勤め人(非常勤、パートタイム、アルバイトなど、休職中含む) 2.
- 自営業(事業の経営者、家業の手伝い、内職) 3.
- 4. その他の仕事(具体的に:
- 5. 学生
- 6. 求職中
- 7. 無職(学生、休職中除く)

問3 あなたは、現在、結婚していますか。届出の有無に関係なくお答えください。(1 つに〇)

- 1. 配偶者、パートナーがいる 3. 死別

2. 離別

4. 未婚(パートナーがいる場合は「1」に〇)

あなたにお子さんはいますか。(1 つに〇) 問4-1

- 1. いない 🕽 問5へ
- 2. いる 問4-2へ

Q4-2 お子さんは、現在何人いらっしゃいますか。同居、別居は問いません。(1つに〇)

※問4-1で、「いる」と回答された方への設問です。(「いない」と回答された方は問5へお進みください)

1. 1人

3. 3人

2. 2人

4. 4人以上

問4-3 一番下のお子さんは、次のどこに該当しますか。(1 つに〇)

※問4-1で、「いる」と回答された方への設問です。(「いない」と回答された方は問5へお進みください)

1. 1歳未満

5. 中学卒業以上20歳未満

2. 1歳以上未就学未満

6. 20歳~29歳

3. 小学生

30歳~39歳 7.

4. 中学生

8. 40歳以上

問5 あなたのご家族は、次のように分類した場合、どれにあたりますか。(1 つに〇)

- 1. 夫婦のみの世帯
- 2. 夫婦と子どもの世帯
- 3. 母親と子どもの世帯
- 4. 夫婦とその親の世帯
- 5. 夫婦と子どもと親の世帯
- 6. 単身
- 7. その他の世帯(具体的に:

問6 あなたの世帯で、働いている方は次のうちどなたですか。(あてはまるもの全てに〇)

- 1. 本人
- 2. 配偶者
- 3. 婚姻関係のないパートナー
- 4. 父、母、義父、義母、養母、養父
- 5. 息子

- 6. 娘
- 7. 親族
- 8. いない
- 9. その他(具体的に:

問7 最近 1 年間のあなたご自身の収入、あなたの居る世帯全体の収入についておたずねします。

(1) ご自身の年収(1つに〇)

- 1. 130万円未満
- 2. 130万円~200万円未満
- 3. 200万円~300万円未満
- 4. 300万円~400万円未満
- 5. 400万円~500万円未満
- 6. 500万円~600万円未満

7. 600万円~700万円未満

)

- 8. 700万円~800万円未満
- 9. 800万円~900万円未満
- 10. 900万円~1000万円未満
- 11. 1000万円以上

(2) 世帯の年収(1つに〇)

- 1. 130万円未満
- 2. 130万円~200万円未満
- 3. 200万円~300万円未満
- 4. 300万円~400万円未満
- 5. 400万円~500万円未満
- 6. 500万円~600万円未満

- 7. 600万円~700万円未満
- 8. 700万円~800万円未満
- 9. 800万円~900万円未満
- 10. 900万円~1000万円未満
- 11. 1000万円以上

P2・問7(2)の続き

- (3) 現在のあなたご自身の年収、世帯全体の年収を総合して考えると、あなたは、現在の暮ら しについてどう感じていますか。(1 つに〇)
 - 1. 大変ゆとりがある

4. あまりゆとりがない

2. すこしゆとりがある

5. 大変苦しい

3. ふつう

6. わからない

問8 あなたは、日ごろ、気軽に話せる人がいますか。下記のそれぞれについてお答えください。

- (1) 家族に(1つに〇)
- 1. 気軽に話せる人がいる
- 3. 家族はいない
- 2. 気軽に話せる人がいない
- (2) 友人・知人に(1つに〇)
- 1. 気軽に話せる人がいる 3. 友人・知人はいない
- 2. 気軽に話せる人がいない
- (3) 職場・学校で(1つに〇)
- 1. 気軽に話せる人がいる
- 3. 働いていない、通学していない
- 2. 気軽に話せる人がいない
- (4) 住んでいる地域、近所で(1つに〇)
- 1. 気軽に話せる人がいる
- 3. 近所との付き合いがない
- 2. 気軽に話せる人がいない
- (5) 行政機関や支援団体で(1つに〇)
- 1. 気軽に話せる人がいる
- 3. 行政機関や支援団体とつながっていない
- 2. 気軽に話せる人がいない
- (6) SNS(Facebook や LINE など) やメールでのつながり(1 つに〇)
- 気軽に話せる人がいる 1.
- 3. インターネットやメールで話をしていない
- 2. 気軽に話せる人がいない

問9 次の選択肢は、悩みや困りごとなどを解決するために情報収集・相談・助けを求めること ができる機関・専門家の一例です。あなたが知っているものを全て選んでください。

- 女性相談所 1.
- 婦人相談員 2.
- 婦人保護施設 3.
- 児童相談所、児童養護施設、乳児院 4.
- 配偶者暴力相談支援センター 5.
- 性暴力被害者サポートセンター(かいさぽももこ) 6.
- 精神保健福祉センター(自殺防止センター、ひきこもり地域支援センター) 7.
- 男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合) 8.
- 9. 市町村、県保健福祉事務所
- 10. 子ども家庭支援センター
- 県民生活センター 11.
- 生活困窮者自立支援窓口 12.
- 民間の支援団体 13.
- 県及び市町村の社会福祉協議会 14.
- 15. 母子・父子・寡婦福祉センター
- 16. 警察
- 17. 弁護士
- 学校、教育委員会 18.
- 医療機関 19.
- 20. 法テラスなどの法律相談窓口
- 民生委員‧児童委員、人権擁護委員 21.
- 22. 外国人への支援組織
- その他(具体的に: 23.
- 全く知らない 24.

問10-1 あなたは、生きづらさを過去に感じたことがある、または現在感じていますか。 (1つに0)

過去に感じたことがない、かつ現在も感じていない。 🔲 問11へ

)

過去に感じたことがある、または現在感じている 問10-2へ 2.

問10-2 それは、どんな時に感じていますか(感じましたか)。 お答えいただける範囲でご記入ください。(自由記述)

※問10-1で、「過去に感じたことがある、または現在感じている」と回答された方への設問です。 (「過去に感じたことがない、かつ現在も感じていない。」と回答された方は問11へお進みください)

問10-3 「生きづらさ」を克服・解消するためには何が必要だと思いますか。 (過去の場合「生きづらさ」を克服・解消できた要因は何でしたか) (あてはまるもの全てに〇)

※問10-1で、「過去に感じたことがある、または現在感じている」と回答された方への設問です。 (「過去に感じたことがない、かつ現在も感じていない。」と回答された方は問11へお進みください)

- 1. 家族や親戚の理解・助け
- 2. 友人の理解・助け
- 3. 地域の人の理解・助け
- 4. 同じ職場の人の理解・助け
- 5. 民間支援団体の助け
- 6. 医療機関への相談・受診
- 7. 学校や教育委員会への相談
- 8. 各種機関への来所相談
- 9. 各種機関への電話相談
- 10. 各種機関への SNS やメールでの相談
- 11. 同じ悩みを持つ人の集いへの参加
- 12. 就職・転職
- 13. 自分の趣味の活動への参加
- 14. 時間が経過し状況の変化することによる解消
- 15. その他(具体的に:

5

問11 あなたが学生(小学生~大学生相当)だったときの状況(現在学生である場合は今の様子)を教えてください。(あてはまるもの全てに〇)

- 1. 勉強や部活に専念し、充実して過ごせた(過ごせている)
- 2. 友人や先生に恵まれ、楽しく過ごせた(過ごせている)
- 3. 特段の問題もなく普通に過ごせた(過ごせている)
- 4. 学校(部活動含む)になじめなかった(なじめていない)
- 5. 友人との関係がうまくいかなかった(うまくいっていない)
- 6. 家族との関係がうまくいかなかった(うまくいっていない)
- 7. 不登校を経験した(現在不登校である)
- 8. いじめにあった経験がある(現在あっている)
- 9. 性的被害にあった経験がある(現在あっている)
- 10. その他(具体的に:

問12-1 あなたは、"過去"に、悩みや困りごとがありましたか。(1つに〇)

- 1. なかった 🕽 問13へ
- 2. あった 뻐 問12-2へ

問12-2 どのような悩みや困りごとでしたか。(あてはまるもの全てに〇)

※問12-1で「あった」と回答された方への設問です。(「なかった」と回答された方は問13へお進みください)

- 1. 仕事、雇用、転職、再就職、起業
- 2. 学習、進学、進路、受験
- 3. 健康、病気、からだ
- 4. 障がい
- 5. メンタルヘルス、ストレス
- 6. 家計、借金、相続
- 7. 恋愛、結婚、離婚、夫婦の関係
- 8. 妊娠、出産
- 9. 育児、子育て、教育
- 10. 介護、高齢期の暮らし方
- 11. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント
- 12. 家族や交際相手からの暴力(DV、虐待)(性暴力含む)
- 13. ストーカー行為、痴漢等の性犯罪
- 14. 家族、親戚との関係や家制度
- 15. 友人、知人との関係や職場の人間関係
- 16. 差別、いじめ
- 17. 生き方、暮らし方
- 18. 性別など(LGBTQ+を含む)
- 19. その他(具体的に:

問12-3 その悩みや困りごとを解決するために、どのような行動をとりましたか。(1つに〇)

※問12-1で「あった」と回答された方への設問です。(「なかった」と回答された方は問13へお進みください)

- 1. ひとりで抱え込んでしまった、何もしなかった・できなかった 問12-4へ
- 2. 解決のために行動した

問12-5へ

問12-4 ひとりで抱え込んでしまった、何もしなかった・できなかった理由を教えてください。 (あてはまるもの全てに〇)

※問12-3で、「ひとりで抱え込んでしまった、何もしなかった・できなかった」と回答された方への 設問です。(「解決のために行動した」と回答された方は問12-5へお進みください)

- 1. 相談するほどのことではないと思った
- 2. 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思った
- 3. 相談しても解決できないと思った
- 4. 解決しようという気持ちになれなかった
- 5. 人に打ち明けることに抵抗があった
- 6. 世間体が悪い
- 7. 他人を巻き込みたくなかった
- 8. どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった
- 9. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った
- 10. 相談相手から秘密がもれるおそれがあった
- 11. お金をかけたくなかった
- 12. その他(具体的に:

問12-5 解決のために行動した内容とその満足度を教えてください。(あてはまるもの全て〇)

※問12-3で、「解決のために行動した」と回答された方への設問です。

(「ひとりで抱え込んでしまった、何もしなかった・できなかった」と回答された方は問12-4をお答えください。)

行動した内容		満足度	
1.	新聞、雑誌、本、パンフレットなどから情報を得た	役に立った	役に立たなかった
2.	テレビやラジオなどから情報を得た	役に立った	役に立たなかった
3.	インターネットや SNS から情報を得た	役に立った	役に立たなかった
4.	配偶者(パートナー含む)に相談した	役に立った	役に立たなかった
5.	親、きょうだい、こども、親族に相談した	役に立った	役に立たなかった
6.	友人、知人に相談した	役に立った	役に立たなかった
7.	近所の人に相談した	役に立った	役に立たなかった
8.	講座や勉強会などで学習した	役に立った	役に立たなかった
9.	同じ悩みを抱えるグループ・仲間と集った	役に立った	役に立たなかった
10.	行政機関などによる各種相談窓口に相談した	役に立った	役に立たなかった
11.	警察に相談した	役に立った	役に立たなかった
12.	民間支援団体に相談した	役に立った	役に立たなかった
13.	学校や教育委員会に相談した	役に立った	役に立たなかった
14.	民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談した	役に立った	役に立たなかった
15.	弁護士などの法律の専門家に相談した	役に立った	役に立たなかった
16.	医療機関に相談した	役に立った	役に立たなかった
17.	その他(具体的に:)	役に立った	役に立たなかった

問13-1 あなたは"現在"、悩みや困りごとがありますか。(1 つに〇)

- 1. ない 🕽 問14へ
- 2. ある 🕽 問13-2へ

問13-2 どのような悩みや困りごとですか。(あてはまるもの全てに〇)

※問13-1で、「ある」と回答された方への設問です。(「ない」と回答された方は問14へお進みください)

- 1. 仕事、雇用、転職、再就職、起業
- 2. 学習、進学、進路、受験
- 3. 健康、病気、からだ
- 4. 障がい
- 5. メンタルヘルス、ストレス
- 6. 家計、借金、相続
- 7. 恋愛、結婚、離婚、夫婦の関係
- 8. 妊娠、出産
- 9. 育児、子育て、教育
- 10. 介護、高齢期の暮らし方
- 11. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント
- 12. 家族や交際相手からの暴力(DV、虐待)(性暴力含む)
- 13. ストーカー行為、痴漢等の性犯罪
- 14. 家族、親戚との関係や家制度
- 15. 友人、知人との関係や職場の人間関係
- 16. 差別、いじめ
- 17. 生き方、暮らし方
- 18. 性別など(LGBTQ+を含む)
- 19. その他(具体的に:

問13-3 その悩みや困りごとを解決するために、どのような行動をしていますか。(1つに〇)

※問13-1で、「ある」と回答された方への設問です。(「ない」と回答された方は問14へお進みください)

- 1. 何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいる 問13-4へ
- 2. 解決のために行動をしている

■ 問13-5へ

9

問13-4 何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいる、その理由を教えてください。 (あてはまるもの全てに〇)

※問13-3で、「何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいる」と回答された方への設問です。(「解決のために行動をしている」と回答された方は問13-5へお進みください)

- 1. 相談するほどのことではないと思っている
- 2. 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思っている
- 3. 相談しても解決できないと思っている
- 4. 解決しようという気持ちになれない
- 5. 人に打ち明けることに抵抗がある
- 6. 世間体が悪い
- 7. 他人を巻き込みたくない
- 8. どこ(だれ)に相談してよいかわからない
- 9. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思っている
- 10. 相談相手から秘密がもれるおそれがありそうだから
- 11. お金をかけたくない
- 12. その他(具体的に:

10

問13-5 解決のために行動している内容と、その満足度を教えてください。 (あてはまるもの全て〇)

問13-3で、「解決のために行動している」と回答された方への設問です。

(「何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいる」と回答された方は問13-4をお答えください。)

行動した内容		満足度	
1.	新聞、雑誌、本、パンフレットなどから情報を得た	役に立った	役に立たなかった
2.	テレビやラジオなどから情報を得た	役に立った	役に立たなかった
3.	インターネットや SNS から情報を得た	役に立った	役に立たなかった
4.	配偶者(パートナー含む)に相談した	役に立った	役に立たなかった
5.	親、きょうだい、こども、親族に相談した	役に立った	役に立たなかった
6.	友人、知人に相談した	役に立った	役に立たなかった
7.	近所の人に相談した	役に立った	役に立たなかった
8.	講座や勉強会などで学習した	役に立った	役に立たなかった
9.	同じ悩みを抱えるグループ・仲間と集った	役に立った	役に立たなかった
10.	行政機関などによる各種相談窓口に相談した	役に立った	役に立たなかった
11.	警察に相談した	役に立った	役に立たなかった
12.	民間支援団体に相談した	役に立った	役に立たなかった
13.	学校や教育委員会に相談した	役に立った	役に立たなかった
14.	民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談した	役に立った	役に立たなかった
15.	弁護士などの法律の専門家に相談した	役に立った	役に立たなかった
16.	医療機関に相談した	役に立った	役に立たなかった
17.	その他(具体的に:)	役に立った	役に立たなかった

問14 あなたは悩みや困りごとがあったときに、どのような解決方法があればよいと思いますか。

(1) 相談方法について(あてはまるもの全てに〇)

- 1. メールによる相談
- 2. Facebook や LINE などの SNS での相談
- 3. 匿名での相談
- 4. 電話相談
- 5. 対面、面談相談
- 6. 相談に乗ってくれる機関・個人による訪問相談
- 7. その他(具体的に:

)

)

(2) 支援内容について(あてはまるもの全てに〇)

- 1. 解決するために必要な情報を提供してくれる
- 2. 同じ悩みをもった当事者同士が集い、語り、情報を分かち合う
- 3. 同じ悩みをもった体験者が相談、情報を提供してくれる
- 4. 話し相手、話を聞いてくれる人がいる
- 5. 1か所でさまざまな問題を相談できる場所がある
- 6. 専門家が整理し、解決に向けたアドバイスをもらえる
- 7. 行政機関などへの手続きの際、同行してくれる
- 8. 悩んでいるときに伴走支援をしてくれる
- 9. お金をかけずに相談できる
- 10. 時間をかけずに相談できる
- 11. 自分の好きなときに相談できる
- 12. 匿名で相談できる実在の場所がある
- 13. 匿名で相談できる Facebook や LINE などの SNS がある
- 14. 自宅にいながらにして相談できる
- 15. その他(具体的に:

国では、女性であることにより抱えやすい困りごとをなくすため、学校などを通じて 問15-1 子どもたちに対して、より早い段階での教育・啓発を推進する取り組みを 支援しています。この取り組みについて、あなたはどう思いますか。

- 1. 必要はないと思う 問16へ
- 2. 必要があると思う 📩 問15-2へ

問15-2 教育・啓発を始める時期としてふさわしいのは、どの時期だと思いますか。

※問15-1で、「必要があると思う」と回答された方への設問です。

(「必要はないと思う」と回答された方は問16へお進みください)

- 1. 未就学の時期
- 4. 高校生の時期
- 2. 小学生の時期
- 5. その他(具体的に:

)

)

3. 中学生の時期

問15-3 特に教育・啓発すべき項目として何をすべきと考えますか。 (あてはまるもの全てに〇)

※問15-1で、「必要があると思う」と回答された方への設問です。

(「必要はないと思う」と回答された方は問16へお進みください)

1. いじめ防止

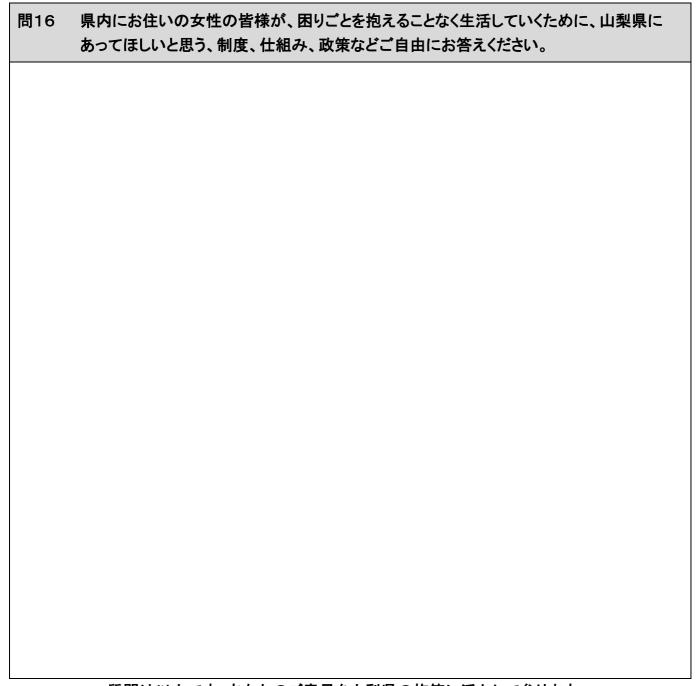
- 7. 女性の権利
- 2. 虐待・DV の防止
- 8. 子どもの権利

3. 性被害防止

- 9. 働くことの意義
- 4. からだの発達、月経
- 10. 社会のサポート体制

5. 避妊、中絶

11. その他(具体的に:



質問は以上です。あなたのご意見を山梨県の施策に活かして参ります。 御協力ありがとうございました。